

## 部会資料の見方 及び ご審議（ご意見）いただきたいこと

(1) 第2回部会の審議資料「現状における課題等」については、以下のとおり、4つの要素で構成されています。

第2章 地域経済が活性化し、「働きたい」がかなう酒田									
政策1 地域経済を牽引する商工業が元気なまち									
施策1【中心市街地の活性化、新たな産業やビジネスの創出】									
前期計画の成果（実績）									
成果指標	目標数値	単位	目標値(2022)	基準値(2019)	2018	2019	2020	進捗率	進捗状況
マッチング支援件数	5年間で675件	件 (個べ)	(675)	4	87 (87)	154 (241)	87 (328)	49%	遅れている
中心市街地商店街開業店舗数	5年間で90件	件 (個べ)	(90)	11	22 (22)	13 (35)	7 (42)	64%	概ね順調
創業件数	5年間で150件	件 (個べ)	(150)	45	33 (33)	44 (71)	23 (100)	67%	概ね順調
年間商品販売額(うち小売業)	1,000億円を維持	億円	1,100	1,145	—	—	—	—	—

① 商店街と連携しながら中心市街地に人が集まる空間や仕組みをつくるとともに、来街者の増加に取り組んでいます。

- ・中町モール及びにぎわい健康プラザのフリースペースを活用したイベントの実施
- ・個人観光向けクルーズ旅客を対象とした埠頭から中心市街地へのシャトルバスや個人タクシーの配備
- ・各商店街が実施するイベントを支援（16件、74,050人の集客）

② 2018年4月に、農工商連携も含めた多角的かつワンストップで対応できる「産業振興まちづくりセンター（サンロク）」を設置し、酒田商工会議所および酒田ふれあい商工会等と連携しながら、「つなぐ」をコンセプトに、総合的な産業振興を図っています。

- ・農林水産業、製造業、サービス業など幅広い事業者のニーズとシーズをマッチングさせるプロジェクトの支援（3年間で328件）
- ・創業支援コーディネーターの相談対応、開業支援補助金による支援（3年間で100件の創業）
- ・コワーキングスペースの運営、コンシェルジュ・専門家を活用した新産業ビジネス創出につながる活動の支援、創業や販路開拓、新商品・新サービスの開発等を行う事業者の支援

**現状における課題**

①〔削除〕ロードサイド型商業店舗の集積やインターネット通販等流通形態および消費行動の多様化、店舗経営者の高齢化、商品構成の固定化などにより、中町、駅前などの中心市街地商店街の賑わいが低下し、商店数、商品販売額が減少傾向にあります。

②〔削除〕中心市街地まちづくり推進センターおよび創業支援センターでは、中心市街地商店街活性化に係る各種相談、支援や情報発信、創業・起業に係る相談・支援等を行っており、連携強化により総合力を高める必要があります。

③〔削除〕起業家の育成や新たなビジネスの創造を目的としたコワーキングスペース・UNDERBAR（アンダーバー）を開業しており、支援の充実を図っていく必要があります。

④〔新規〕2012年度以降の中心市街地商店街の営業店舗数は横ばいで推移するとともに、また、「無印良品」のポップアップ店舗などの新規開業はありましたが、清水屋の閉店など賑わいの低下の影響もあるため、引き続き中心市街地商店街の活性化を支援する必要があります。

区分\年度	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2021	2020
中心市街地商店街・営業店舗数(件)	228	225	224	221	232	233	—	—	227

(出典：庁内把握)

### ①政策体系（章・政策・施策）

### ②成果指標、進捗及び評価

※2018～2020の成果指標

### ③前期計画の成果（実績）

※2018年度から2021年度上期までの成果（実績）

### ④現状における課題

※後期計画（2023～2027年度）に向けた課題

※前期計画から修正・追加した部分は下線、削除した部分は二重取引線で表示

※性質に応じて、冒頭に〔修正〕、〔新規〕〔削除〕と表示

(2) このうち、第2回部会までに事前にご確認いただくとともに、特にご意見をいただきたい要素（部分）は「④現状における課題」です。

(3) 各施策の「④現状における課題」が適切に設定されているか、漏れている課題はないか、新たな課題はないかという視点で、ご意見ををお願いします。

(4) なお、「④現状における課題」の設定が第1段階の作業、その課題を解決するための「今後の方向性と主な施策」の設定が第2段階の作業となります。

(5) 第3回部会（令和4年1月26日）では、政策課題集というかたちで示し、あらためてご意見をいただき、後期計画に向けた現状における課題を一定程度固めます。

(6) 第2段階の作業となる「今後の方向性と主な施策」の設定については、第4回部会（令和4年4月に開催予定）以降に審議いただきます。